

千葉市民間創業支援施設 入居支援事業補助金のご案内

千葉市
平成31年4月

1 事業の目的

千葉市は、本市における創業を推進するため、市と連携協定を締結した民間レンタルオフィス（以下「レンタルオフィス」という。）に入居する創業者の入居に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象事業者

(1) 補助金の交付申請時において、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

ア 初年度に補助申請を行う者は、住民登録地が本市の20歳以上の者であること。

次年度以降に補助申請を行う者は、住民登録地が本市の20歳以上の者であること。

法人を設立した者は、代表者の住民登録地が本市であること。

イ 利用するレンタルオフィスを実質的な事業活動の本拠とするとともに、補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）の初日を起算日として一年以内に当該レンタルオフィスの住所で法人の本店登記をすること。

ウ 税金について、適正に申告し滞納がないこと。

エ 補助対象期間の満了した日から起算して3年以上、補助事業と同一規模以上の事業を市内で継続する意思があること。

オ 成年被後見人、被保佐人又は破産者ではないこと。

カ 本市の産業振興に寄与することが期待されること。

キ 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）の初日以降、千葉市の行う照会等に積極的に協力する意思があること。

ク 関係法令を順守していること。

(2) (1) に該当する補助事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者の資格を失うものとします。

ア 千葉市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を行っている者。

イ 法人にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者。

ウ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当していること。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者

オ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

カ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

キ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損しあるいは千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者

ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に係る者

ケ 宗教活動または政治活動を目的とする者

コ 公序良俗に反する者等、市長が不相当と認める者

サ みなし大企業

シ 前各号に準ずる行為を行う者

3 補助対象経費

- (1) 交付決定日以降に、補助事業者が支払うレンタルオフィス施設使用に要する賃借料及び共益費等の経費。

※対象外経費

敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料、清掃費、水道光熱水費、駐車場借り上げ費、消費税、地方消費税及びその他直接居室の賃借に要しない経費を除く。

- (2) 補助対象期間内に、(1) のレンタルオフィスの施設使用に要する賃借料及び共益費等の経費に対して、国、地方公共団体及びその他これらに類する機関から、補助金その他の給付を受ける場合は、当該補助金その他の給付額を控除した額を補助対象経費とする。

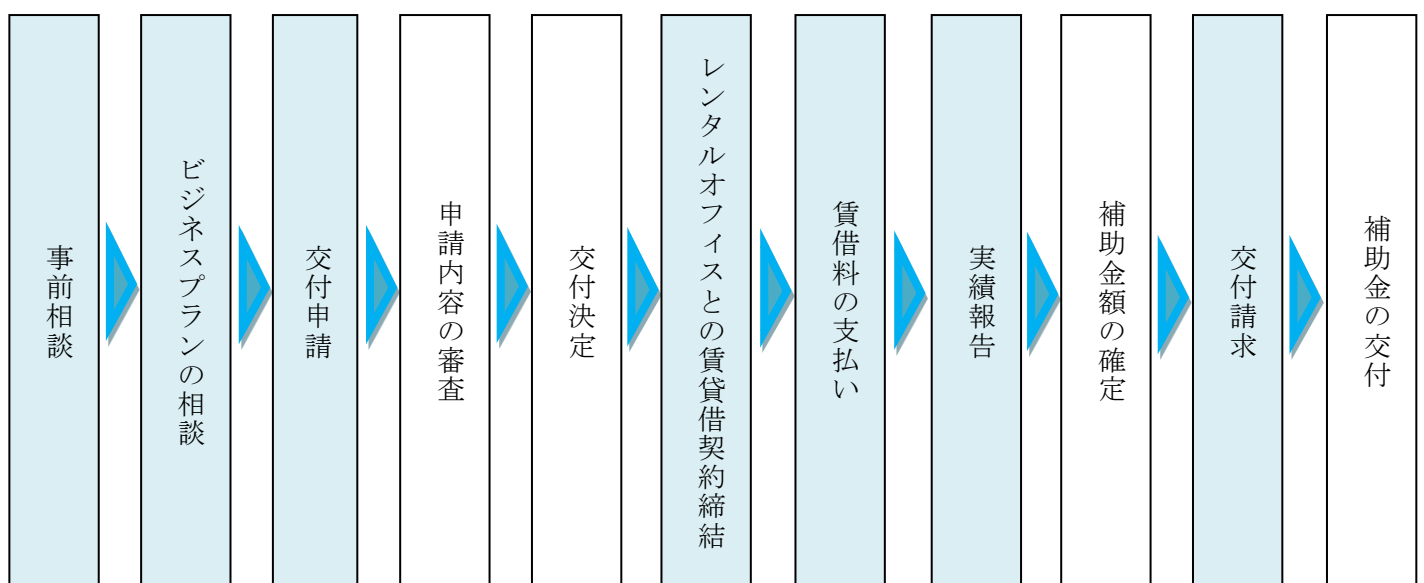
4 補助対象期間

- (1) 補助金交付決定日から交付決定日の属する会計年度の3月31日までとします。
(2) 次年度以降において、新たに補助金の交付申請をする場合は、通算36月までとします。
(3) 居室の変更、法人設立又は組織の変更等を行った場合は、変更前の期間も通算します。

5 補助金の交付額

補助対象経費の2分の1以内の額で、月額4万円を上限とする。(千円未満は切り捨て)

6 補助金交付の流れ



- ※ . . . 補助金の交付対象の事業者が行うこと。
 . . . 千葉市が行うこと。

7 申請手続き

(1) 事前相談

レンタルオフィスへの入居及び補助金申請を希望する者は、千葉市経済農政局経済部産業支援課へ事前相談を行う。

※事前相談・交付申請先

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 新事業支援班
千葉市中央区千葉港1番1号
TEL 043-245-5292
FAX 043-245-5590

(2) ビジネスプランの相談

補助金申請を希望する者は、千葉市ビジネス支援センターを訪問し、公益財団法人 千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）コーディネーターに事業計画の相談を行い、ビジネスプランのブラッシュアップを行う。

※事業計画の相談先

千葉市中央区2丁目5番1号 千葉中央ツインビル2号館8階
公益財団法人 千葉市産業振興財団 産業創造課
TEL 043-201-9504
FAX 043-201-9507

(3) 交付申請

必要に応じて財団コーディネーターの支援を受け作成した補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、産業支援課へ持参又は郵送にてご提出ください。

共通	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支計算書（様式第3号） (3) 資金繰り計画（様式3号 別紙） (4) 市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書又は納税証明書 (5) 千葉市税情報閲覧同意書（様式第4号） (6) 誓約書（様式第5号）
法人	(7) 会社の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。） (8) 申請日の直近1期分の決算書（法人登記後1期経過している場合に限る。） (9) 市に提出した法人等設立・設置届出書の写し（法人登記後初めて交付申請を行う場合に限る。） (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
個人	(7) 住民票の写し (8) 履歴書 (9) 申請日の直近1年分の確定申告書の控えの写し (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 申請内容の審査

提出された申請書類を基に、事業計画の新規性や独自性、事業コンセプトや経営姿勢等総合的な観点から事業計画についての審査を行う。

(5) 交付決定

審査の結果、補助金交付を決定した場合は、申請者に対し、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、審査結果を通知します。

(6) レンタルオフィス事業者と賃貸借契約の締結

補助金交付決定通知書を受領した補助事業者の方は、レンタルオフィス事業者と賃貸借契約書等を締結し、オフィスへ入居します。

(7) 賃借料の支払い

オフィスの賃借料を支払う

(8) 実績報告

補助対象期間における賃借料等の支払い実績の報告をするときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金実績報告書（様式第14号）に、次に掲げる書類を添付し、産業支援課へ持参又は郵送にてご提出ください。

共通	(1) 賃借料の支払いを証明する書類 (2) 事業実績報告書（様式第15号） (3) 経営収支の計画と実績（様式第16号） (4) 資金繰り計画と実績（様式16号 別紙） (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---

(9) 補助金額の確定

実績報告書関係書類の審査により交付する補助金額を確定し、補助事業者へ千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金額確定通知書（様式第17号）により通知します。

(10) 交付請求

補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、産業支援課へ持参又は郵送にてご提出ください。

共通	(1) 補助金額確定通知書の写し (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---

(11) 補助金の交付

補助事業者の指定口座に補助金交付決定額をお振込します。

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市経済農政局 経済部 産業支援課 新事業支援班

TEL 043-245-5292

FAX 043-245-5590

E-mail sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp